

京都総合法律事務所メールマガジン 2024年10月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2024年10月16日、当事務所の弁護士前田宏樹が、一般社団法人日本種苗協会様にお招きいただき、東京の上野精養軒様にて協会の会員企業様向けのカスタマーハラスメントの研修をさせていただきました。

せっかくの機会でしたので、私も同行させていただき、前田弁護士の太刀持ちをさせていただきました。手前味噌ながら、質疑応答も含めて素晴らしい研修だったと思います。

研修にご参加いただきました会員企業の皆様、ありがとうございました。皆様の業務の一助となれば幸いです。

今回の研修は、2024年6月にホテルオークラ京都で実施したセミナーに会員企業様がご参加いただいたことがご縁でした。

皆様のニーズに合わせ、全国どこへでも参りますので、ぜひお問い合わせください。

それでは、今月のメルマガを始めます。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

【1】皆様への情報提供

【2】当事務所のサービス案内

【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★YouTubeで配信中★

【京都総合法律事務所 公式？YouTube】

有益な動画を無料でお届けします。

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント？ 運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる？ 同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

<https://www.youtube.com/@user-cz1cd9im1j/videos>

◆労務◆

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストをご紹介します。

<固定産業代は純度が命> 再生回数：2つ合わせて約1万4000回

固定残業代は通常労働の対価分が混じっているとダメで、「純度100%」だけが本物といえる世界です。役職手当などは「役職の仕事は通常労働時間にもあるやろがい」という主張

がよく出てくるのです。ここを「役職が増えて残業も増えることの対価だ」として乗り切った例があるようです(東京地判 R5.10.6)

ちなみに多すぎる固定残業代を逆算すると想定労働時間がめっちゃ多すぎるという例を「公序良俗違反だ」とされる主張もよく見かけるのですが、最近では「マジでそこまで働かせとるわけと違うやんか」という反論の方が採用されることも少なくないので、ものごとはそう単純ではないということでございます。

＜固定残業代は危険なテスト＞ 再生回数：約 4800 回

「適切な固定残業代を超える部分は……」という切り分けを裁判所がしてくれるかというそうではなくて、そこに「基本給や手当として考えるべき」部分が混じっておれば、「適切な固定残業代」部分は「ない」と判断されてしまうのが、判例の考え方です。固定残業代はとても危険なテストの仕組みです。

＜外国人労働者への説明義務＞ 再生回数：2つ合わせて約 7200 回

外国人労働者が続けて働くために在留資格の変更等を行うことは基本的には自身の責任でやるべきことですが、契約期間が在留期間をまたぐものとなっており、かつ在留期間内に手続ができないことに何らか会社にも責任があるとなれば、せめてどうすべきかの説明義務はあるわけですね(大阪地判 R5.9.28)。

こちらは近くなる技能実習生に関する事例でして、契約期間が在留期間をまたいでいるのは、その間をかけて技能習熟をさせる前提だったはずで、ならばその間、在留資格が途切れないよう、せめて説明する義務はあったんじゃないですか、というお話です。育成就労になっても参照価値があろうかと。

＜従業員同士の喧嘩と労災＞ 再生回数：約 5500 回

職場で従業員同士が殴り合いの喧嘩になってケガをしたような場合、これが労災になるのかどうかというご質問が時々ありまして。会社の時間的場所的拘束下の出来事か、仕事と関係して起きた喧嘩かというあたりがだいたい基準で、「なんやその態度！」みたいなのは労災になりがちかと(東京地判 R6.1.24)

<転勤命令> 再生回数：約2つ合わせて約5300回

今のところ単一事業所であっても就業規則に転勤があり得ることが定められていることはよくあり、この場合、例えば20年務めた九州の事業所から、後で急にできた東北の事業所に転勤せよといわれたとしても、「勤務地限定契約だった」という主張でこれを拒否するのはなかなか難しいのであります(続く)。

で転勤命令は、業務の必要があれば、不当な動機・目的があったり、めっさ不利益が大きすぎる場合でもない限り有効に行い得るのですが、当人が会社ともめもめだったような人の場合には、業務の必要の程度が低いと、まあ「なんか意図があるんちゃう？」とナチュラルに疑われるわけです(小倉支判 R5.9.19)

<無断欠勤と解雇> 再生回数：2つ合わせて約4500回

「センス、裁量労働にしたり、業務委託の従業員にしたら、最低賃金なんか、なんぼでも抜け道があるそうでっせ」

——そんなもの、ありません。

「最低賃金制度は、会社で働く正社員・契約社員・臨時社員・パート・アルバイトら、すべての労働者とその使用者に適用されるもの。それでも合法的に賃金を抑えられるのであれば、企業側がその方法をとらない手はないだろう」だそうでございます。合法的にって、あーた。そんなものがあるわけないです。

<サボり・休憩は可視化を> 再生回数：2つ合わせて約4000回

残業代請求に関する実労働の主張立証責任は労働者側にあるわけですが、残業になる前の「所定労働時間内」に関しては「働いている」ことが原則であるので、そこを「働いていない」とする主張はかなりしんどいことです(東京地判 R6.1.23)。サボりは放置したら「なかった」ことになってしまうとご記憶を。

なお所定労働時間内の不活動時間がすべて「サボり」で生じるわけではなく、長距離運転などでは、適宜、休憩をとって業務にあたるのがむしろ当然のことなわけです。車が停まっ

ていれば休憩だというわかりやすい話ではなく、毎日の日報等で「ここは休憩」であることをお互い確認できればベストかと。

<歩合給も純度が命> 再生回数：2つ合わせて約 3900 回

- ①基本給+歩合給の賃金体系
- ②基本給分の残業代計算
- ③売上高基準のある金額を算定
- ④③に基づき歩合給分の残業代計算
- ⑤③から④を控除した額を歩合給とする
- ⑥残業が増えても①は増えない

これは本来歩合給になるはずの③の一部を、④で形だけ残業代に置き換えたものだと怒られるわけです(続く)

- ①基本給+歩合給+能率手当の賃金体系
- ②基本給分と歩合給分の残業代計算
- ③売上高基準のある金額を算定
- ④③から②のうち基本給分の残業代を控除した額を能率手当とする
- ⑤④の残業代計算

④の工程が似ていますが、この場合は残業代の「置き換え」にあたらぬとのご判断です(大阪高判 R5.7.20)。

<実害 4200 円程度での懲戒解雇> 再生回数：2つ合わせて約 3500 回

懲戒解雇では企業秩序に与えた「実害」の程度が問われることが多々あり、被害額の多寡は大きな要素ですが、「秩序」は金額だけではない側面もあり、店舗の業績をごまかすなど、それを許しては秩序も何もあつたもんじやないとして、実害 4200 円程度で懲戒解雇有効とした例がありました(東京地判 R6.1.25)

こちらの事例、2年弱、売上コンクールで9回にわたって繰り返された不正で、そのインチキは業態の根本に関わるともいえた例なので「そうなんや。ほんたら業績ごまかしよったヤ

ツは、一発で懲戒解雇してええねんな」といえるわけではありませぬ。強い武器はレベルが高くなると装備できんわけです。

フォローしておくところな有益なポストが自動的に届きます！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【カスハラ対応】

カスハラ対応をどの分野に位置づけるかと言われれば、まずはカスハラの最前線に立ってくれている従業員を守るという姿勢から労務です。

大好評の前田弁護士のカスハラセミナーでもご紹介させていただいた東京都のカスハラ条例はこちらです。

「何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。」

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/09/11/18_01.html

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆M&A・事業再生◆

【各種契約書のサンプル】

中小 M&A ガイドラインに掲載されている各種契約書のサンプルはこちらです。ただし！
こういうサンプルはそのまま使うと大変なことになりかねませんので、ちゃんとプロのチェックを受けていただき、正しくお使いください。

<掲載されているサンプル>

- ・ 仲介契約書
- ・ 仲介契約/FA 契約の重要事項説明書
- ・ 秘密保持契約書
- ・ 基本合意書
- ・ リスク説明書
- ・ 株式譲渡契約書
- ・ 事業譲渡契約書
- ・ 株式譲渡契約/事業譲渡契約におけるリスク事項についての説明書

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002.html>

◆知的財産◆

【Web制作において気を付けるべき著作権とは】

Web制作において、著作権は非常に重要な要素です。適切な知識と対策を持つことで、トラブルを未然に防ぐことができます。

本コラムでは、Web制作に関わる著作権について詳しく解説し、具体的な注意点や対策方法をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/post-5427/>

【知財取引 GL と契約書のひな形】

中小企業庁が、知的財産取引を適正に推進するための対応策として、問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、「知的財産取引に関するガイドライン」と契約書のひな形を公表しました。

<公表されたひな形>

- ・秘密保持契約書
- ・共同開発契約書
- ・知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書
- ・知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

【みんなの意匠権 十人十色のつかいかた】

特許庁が、意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かるガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」を発行しました。

本ガイドは、初めて意匠制度に触れる方や、意匠制度をより効果的に活用されたい方、他の産業財産権制度ほど意匠制度になじみがない方に向け、意匠制度の基本やメリット、ビジネスに合わせた活用方法、出願手続の基本等を1冊にまとめたものとのことで、特

に、10人の仮想人物による意匠制度活用例を4コマ漫画で紹介するパート2がおすすめのようです。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html

◆ 広告規制・消費者契約 ◆

【誇大広告（特商法違反）に対する措置命令】

商品の効能について、

- (i) シミが99.9%消える！！
- (ii) 目に見えるほどの効果を実感しました！
- (iii) \だけど！／「シミを完全に消すなら絶対これ！」と美容皮膚科で働く友人が激推しする“シミの漂白液”を使ってみると...
- (iv) シミが完全に消滅！経過を撮っておいたのですがどんどんシミが薄くなってますよね！
- (v) だから！濃いシミが自宅で簡単に消える時代が来たんです！！
- (vi) どんな人でも3日でシミが消える
- (vii) \3日でシミ消滅は確実！！／それが・・・\シミの漂白剤／
- (viii) どんなシミ肌でも2度とシミができない肌に生まれ変わるんです！
- (ix) つまりこのシミの漂白剤さえあればすべてのシミ悩みが解決♪

等の表示を行っていた事業者に対し、消費者庁が、特商法12条の2に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた結果、事業者が資料を提出しましたが、消費者庁は、事業者が提出した資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないと判断し、措置命令を発出しました。

【最終確認画面規制違反による措置命令その1】

チャットボットでの定期購入契約の最終確認画面において、契約の解除の条件及び方法について、単に、

「2回目の注文を休止・停止される際は初回の商品発送日から13日目よりマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話にて受け付けております。次回出荷準備予

定日の10日前までにマイページ・お問い合わせフォーム・メール・LINE・電話よりご連絡ください。」

「休止・停止を行うためにはポイントをモールにて全てお使いいただき、残がないようにしていただく必要があります。ポイント残があり、モールでポイントを使うことをご希望されない場合は、ポイント消滅請求によりポイントを消滅させてから解約手続きに入ることが可能です。」

等と表示するにとどめ、実際には以下のとおり複雑な手続が必要であることを表示していなかったケースで、特商法12条の6第1項違反により措置命令を受けました。

<解除に必要な手続>

電話による解約を希望する場合には、商品を受領後、次回出荷予定日の10日前までに同電話番号に電話をした上で、自動音声により案内される「休止、解約に関するお問い合わせ」ではなく、「その他のお問い合わせ」の番号を押した上で、自動音声により案内される別の電話番号に改めて電話をかけ直し、自動音声に従って顧客が登録している自らの電話番号及び#を押して解約の仮受付をし、事業者による確認を受け、事業者からの「定期コースの停止可否の結果」のメールを待つという煩雑な手続を行う必要が生じる場合がある。

ポイント消滅請求を行うためには、マイページから休止・停止フォームに入る際に表示される解約方法の案内ページへのボタンから、解約方法の案内ページを開いた上で、そのページをスクロールしていくと表示されるリンクを自ら発見してポイント消滅請求を行うか、事業者に対し、何らかの方法により問合せを行って、ポイント消滅のURLのメール送信をさせた上で、そのURLからポイント消滅画面に入るか、サポートセンターのスタッフをして管理画面よりポイント消滅を行わせるなどしなければならない。

【最終確認画面規制違反による措置命令その2】

ウェブサイト上の商品のランディングページ（検索結果や広告等を経由して消費者が最初にアクセスするページのこと）で定期購入契約の最終確認画面で契約の解除に関する事項を表示していなかったケースについて、特商法12条の6第1項違反により措置命令を受けました。

<解除に必要な手続>

消費者が商品を受領後、次回のお届け予定日の15日前までに問合せ窓口にて電話をかけ、自動音声による案内が終わった後にSMSにより送信されたURLにアクセスし、申込み時には設定を求められていないパスワードの入力を求められ、パスワード設定の手続きを行った後、消費者が自身で前記URLに戻ってパスワードの入力をし、解約理由を選択し、「コースを解約する」と表示されたボタンをクリックし、名前、電話番号、住所及び解約理由を入力及び送信することによって解約が完了する。

【令和6年10月1日施行改正景品表示法】

この10月1日から改正景品表示法が施行されましたので、主な改正内容を再確認していきましょう。

<課徴金制度の強化>

- ・ 課徴金算定の対象期間における売上金を推計できる規定の整備
- ・ 10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者は、課徴金が1.5倍

<直罰の新設>

- ・ 優良誤認表示や有利誤認表示に対して措置命令を経由せずいきなり罰金を科することも可能に

<確約手続の導入>

- ・ 事業者が自ら是正措置計画を申請して認定を受けることで措置命令や課徴金納付命令を回避

<消費者への返金措置の弾力化>

- ・ 電子マネー等も可能に

<適格消費者団体による開示要請既定の導入>

- ・ 適格消費者団体が事業者に対して表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することが可能に

【ステマ規制の概要と罰則等！景品表示法との関係と企業が取べき対策】

ステマ規制の解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・ステマ（ステルスマーケティング）とは？
- ・ステマ規制の重要性
- ・違法と見なされるステマ規制の事例
- ・ステマ規制違反を防ぐ手法

<https://kyotosogo-law.com/post-5400/>

【不実証広告とは？景品表示法との関係と企業が取べき対策】

不実証広告規制についての解説記事を書きましたので、ぜひご覧ください。

- ・不実証広告とは？
- ・違法と見なされる不実証広告規制の事例
- ・不実証広告における合理的な根拠とは
- ・不実証広告におけるペナルティ

<https://kyotosogo-law.com/post-5454/>

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについてのPRTIMES STORYが公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは

[https://prtimes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b](https://prt看imes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b)

【契約書・利用規約 NG 集】

B to Cの契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。

実際に指摘を受けて裁判となったり、裁判前に削除に至ったりした条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<スポーツクラブ>

- ▲ 支払処理が完了した利用料は、理由を問わず返還しないとする旨の契約条項
- ▲ 気象・災害等により事業者が営業困難又は不可能と判断したとき、法令の制定、改廃等その他やむを得ない事由が発生したとき、事業者の判断によりサービスが停止、拡充又は縮小したとき等の理由により、事業者は本サービスの全部又は一部を変更することができ、これに対して会員は利用料の減額又は返金を求めることはできないとする旨の契約条項
- ▲ 本サービスの利用に当たって発生した紛失、盗難、傷害その他の事故について、事業者は、故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないとする旨の契約条項
- ▲ 会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする旨の契約条項
- ▲ 休会手続について、専用アプリにおいて、各月 10 日までに手続を行った場合は、翌月以降休会でき、各月 11 日以降に手続を行った場合は、翌々月以降休会できるとし、プラン契約月と翌月分まで既に決済が完了している場合は、最短で翌々月から休会となる旨の契約条項
- ▲ 退会手続について、専用アプリにおいて、各月 10 日までに手続を行った場合は、当月の末日をもって退会となるとし、各月 11 日以降に手続を行った場合は、翌月の末日をもって退会となる旨の契約条項
- ▲ 年間プラン会員について、割引を前提とした年額プランのため、契約期間中の退会による返金は一切行わないものとする旨の契約条項
- ▲ カラオケサービス、ピラティス、セルフエステ等において、サービスの利用に当たって発生した事故やトラブルについて、故意による場合を除き、事業者は一切の責任を負わないとする旨の契約条項
- ▲ セルフネイル、セルフホワイトニング及びランドリーサービスにおいて、サービスの利用に当たって発生した事故やトラブルについて、事業者は一切責任を負わないとする旨の契約条項

<マッチングサービス>

- ▲ 会員が有料プランを利用期間の途中で利用休止又は解約した場合でも、返金や未利用期間の日割り計算による清算は行わないとする旨の契約条項

<終身身元保証等を内容とする準委任契約>

- ▲ 乙が、甲の所在建物に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとする。
- ▲ 甲乙及び丙は3か月以上の予告期間を設け本契約を解除することができる。
- ▲ 契約が解除になった場合でも、入会金および身元保証金は返金されないものとする。

◆承継・相続◆

【きょうと市民相続相談センター】

(一社) きょうと市民相続相談センターは、「相続を通じて家族みんなの笑顔を作る」をモットーとして相続に関するあらゆるお悩みに対応すべく無料相談回を定期的に開催しています。

<https://www.shiminsouzoku.com/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%84%A1%E6%96%99%E7%9B%B8%E8%AB%87%E4%BC%9A/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

<https://kyotosogo->

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所の「クレームガード」で「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年10月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

阪神タイガースの2024年は、見事な2位に胸を張りましょう！

日本シリーズのソフトバンクホークスの強さを見ても、そのソフトバンクより強かったオリックスバファローズを倒した2023年の阪神タイガースがいかに素晴らしいチームだったかがわかります。

ワールドシリーズでNYヤンキースを抑えた山本由伸投手を打ったのが2023年のタイガースですので、タイガース2023>ヤンキース2024ですね。

そうすると、LAドジャースとどっちが強いか気になるところですが、ドジャースは中日ドラゴンズと同じようなユニフォームですし、京都弁護士会野球部も以前は同じようなユニフォームでしたので、タイガース2023>ドジャース≒ドラゴンズ≒京都弁護士会野球部だと思います。

岡田彰布監督！素晴らしい2年をありがとうございました！

さあ、藤川球児監督！よくぞ監督を引き受けてくれました！

F1は、角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップRB）が試練のときを迎えています。

辛い時間が続き、フラストレーションが溜まっていると思いますので、私がそれを引き受け、「終わりなき旅」（ミスチル）を聞いて穏やかにしてお返ししたいと思います。

雑音を無視し、ライバルを忘れ、自分を信じ、やるべきことだけに集中しよう！

色んな場面でついつい力が入っているな～と思いますので、今月は「無能の鷹」の鷹野さんのポーズ（肩をすくめるアレ）をしながらお別れです。

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com